

○鎌ヶ谷市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

昭和56年3月25日条例第9号

改正

昭和58年10月13日条例第13号

昭和60年10月1日条例第28号

平成6年12月26日条例第19号

平成9年3月25日条例第6号

平成9年7月1日条例第14号

平成10年3月26日条例第4号

平成16年6月25日条例第11号

平成17年3月24日条例第9号

平成20年6月27日条例第19号

平成24年9月26日条例第19号

平成25年12月25日条例第47号

鎌ヶ谷市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の父母等及び児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料（以下「医療費等」という。）の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障がいの状態にある者をいう。

2 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭等」とは、児童の父又は母であって次の各号のいずれかに該当する者がその児童を監護する家庭又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であって次の各号のいずれかに該当する者が当該児童を養育する家庭をいう。

- (1) 現に婚姻をしている状況にない者
- (2) 配偶者が規則で定める程度の障がいの状態にある者
- (3) 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶等に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3月）以上明らかでない者
- (4) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者
- (6) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) その他前各号に準じる者として市長が認める者

4 この条例において「ひとり親家庭等の父母等」とは、児童を監護するその児童の父又は母であつて前項各号のいずれかに該当する者又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童を養育する当該児童の父母以外の者であつて前項各号のいずれかに該当する者をいう。

（受給資格者）

第3条 助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭等の父母等及びその児童、かつ、市内に住所を有する者であつて、次の各号に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に基づく被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である者とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者
- (3) 規則で定める施設に入所している者

（支給の制限）

第4条 助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。た

だし、規則に定める場合は除く。

(1) ひとり親家庭等の父母等及びその児童が診療を受けた年のその父母等の前年の所得（1月から7月に診療を受けた分については、診療を受けた年の前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親家庭等の父母等及びその児童が診療を受けた年のその父母等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭等の父母等と生計を同じくする者の前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその計算方法は、規則で定める。

（資格認定）

第5条 助成金を受けようとする者は、受給資格の認定を受けなければならない。

（助成金）

第6条 市長は、受給資格者に対し受給資格者の療養に要する費用の額（医療保険各法による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。）から次の各号に規定する額を控除した額を助成金として支給する。

(1) 保険給付額

(2) 保険者が給付する付加給付額

(3) 国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付額

(4) 第三者から行われる賠償額及び補填額

(5) 規則で定める受給資格者一部負担額

2 市長は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該費用を助成金として規則で定める額を上限に支給する。

3 規則で定める期間を経過した医療費等については、助成の対象としない。

（助成の方法）

第7条 第5条に規定する受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）が助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

（届出）

第8条 受給資格認定者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 受給資格認定者の氏名又は住所が変更したとき。

(2) 医療保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。

(3) 受給資格認定者が、第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。

(4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 受給資格認定者は、助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正の行為により助成金を受けた者があるときは、その者に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年10月13日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鎌ヶ谷市母子家庭医療費等の助成に関する条例の規定は、昭和58年11月1日以後の診療分の医療費等について適用し、同日前の診療分の医療費については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年10月1日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鎌ヶ谷市母子家庭医療費等の助成に関する条例の規定は、昭和60年10月1日以後の診療分の医療費等について適用し、同日前の診療分の医療費等については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月26日条例第19号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の鎌ヶ谷市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第1条及び第2条第1項第1号の規定は平成6年4月1日から、改正後の条例第3条第1項の規定は同年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の条例第1条及び第2条第1項第1号の規定は、平成6年4月1日以後に行われた保険診療又は保険調剤に係る医療費等の助成に適用し、同日前に行われた保険診療又は保険調剤に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に行われた助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成9年7月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月25日条例第11号）

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中鎌ケ谷市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例第4条の改正規定は、平成17年8月1日（以下「適用日」という。）から施行する。

（第1条の規定による鎌ケ谷市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 改正後の鎌ケ谷市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例第4条の規定は、適用日以後に受給資格者が受けた医療費等について適用し、同日前に受給資格者が受けた医療費等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鎌ケ谷市精神障がい者医療費助成条例及び鎌ケ谷市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成24年9月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鎌ケ谷市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年12月25日条例第47号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。